

鹿 児 島 県 公 報

令和3年3月30日（火）第195号の2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

鹿 児 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 指 示

- マダイの採捕についての指示 (鹿児島海区漁業調整委員会取扱い) 1
○ヒラメの採捕についての指示 (鹿児島海区漁業調整委員会取扱い) 1
○ウナギの採捕についての指示 (鹿児島海区漁業調整委員会取扱い) 2

熊 毛 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 指 示

- ウナギの採捕についての指示 (熊毛海区漁業調整委員会取扱い) 2

内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 指 示

- ウナギの採捕についての指示 (内水面漁場管理委員会取扱い) 3
○コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示 (内水面漁場管理委員会取扱い) 3

内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 告 示

- コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示に基づく水域の指定
(内水面漁場管理委員会取扱い) 3

鹿 児 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 指 示

鹿 児 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 指 示 第 2 - 1 号

鹿児島海区におけるマダイの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。

令和3年3月30日

鹿児島海区漁業調整委員会会長 阿久根金也

1 体長制限

次の区域において、全長13センチメートル以下のマダイは採捕してはならない。

- (1) 指宿市長崎鼻と肝属郡南大隅町立目崎とを結ぶ線以北の鹿児島湾（以下「鹿児島湾」という。）
(2) 南さつま市（平成17年11月6日現在における川辺郡坊津町の区域に限る。）、枕崎市、南九州市、指宿市（鹿児島湾を除く。）及び肝属郡南大隅町（鹿児島湾を除く。）の地先海面

2 指示の有効期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。

鹿 児 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 指 示 第 2 - 2 号

鹿児島海区におけるヒラメの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和3年3月30日

鹿児島海区漁業調整委員会会長 阿久根金也

1 体長制限

全長25センチメートル以下のヒラメは採捕してはならない。

2 適用除外

1の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、ヒラメを採捕することが

できる。

(1) 試験研究機関等が試験研究のために採捕する場合

(2) 標識ヒラメ（鰭カット）を採捕し、かつ鹿児島県水産技術開発センターに送付する場合

3 報告

2(1)により採捕した者は、当該年度分について翌年度の4月末日までに鹿児島海区漁業調整委員会に報告しなければならない。

また、2(2)により送付を受けた鹿児島県水産技術開発センターは、当該年度分について翌年度の4月末日までに鹿児島海区漁業調整委員会に報告しなければならない。

4 指示の有効期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。

鹿児島海区漁業調整委員会指示第2-3号

鹿児島海区におけるニホンウナギの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和3年3月30日

鹿児島海区漁業調整委員会会長 阿久根金也

1 禁止する水産動物

全長21センチメートルを超えるニホンウナギ

2 禁止期間

10月1日から翌年2月末日まで

3 禁止区域

鹿児島海区（公共用水面及びこれと接続して一体をなす水面）

4 適用除外

次に掲げる場合において、鹿児島海区漁業調整委員会に届出をした者については、この指示を適用しない。

(1) 鹿児島県漁業調整規則（令和2年鹿児島県規則第52号）第48条第1項の規定により知事の許可を受けた者が当該許可の範囲内で採捕する場合

(2) 国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。）が、ニホンウナギに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（国の機関又は地方公共団体から、委託、補助又はその他の関与を受けている場合を含む。）

5 指示の有効期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

熊毛海区漁業調整委員会指示

熊毛海区漁業調整委員会指示第2-1号

熊毛海区におけるニホンウナギの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和3年3月30日

熊毛海区漁業調整委員会会長 川南進

1 禁止する水産動物

全長21センチメートルを超えるニホンウナギ

2 禁止期間

10月1日から翌年2月末日まで

3 禁止区域

熊毛海区（公共用水面及びこれと接続して一体をなす水面）

4 適用除外

次に掲げる場合において、熊毛海区漁業調整委員会に届出をした者については、この指示を適用しない。

(1) 鹿児島県漁業調整規則（令和2年鹿児島県規則第52号）第48条第1項の規定により知事

の許可を受けた者が当該許可の範囲内で採捕する場合

- (2) 国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。）が、ニホンウナギに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（国の機関又は地方公共団体から、委託、補助又はその他の関与を受けている場合を含む。）

5 指示の有効期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

内水面漁場管理委員会指示

鹿児島県内水面漁場管理委員会指示第 2 - 1 号

鹿児島県におけるニホンウナギの採捕について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項及び第 171 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 3 年 3 月 30 日

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 福留己樹夫

1 禁止する水産動物

全長 21 センチメートルを超えるニホンウナギ

2 禁止期間

10 月 1 日から翌年 2 月末日まで

3 禁止区域

鹿児島県内（奄美市及び大島郡を除く。）の河川等の内水面（公共用水面及びこれと接続して一体をなす水面）

4 適用除外

次に掲げる場合において、鹿児島県内水面漁場管理委員会に届出をした者については、この指示を適用しない。

- (1) 鹿児島県漁業調整規則（令和 2 年鹿児島県規則第 52 号）第 48 条第 1 項の規定により知事の許可を受けた者が当該許可の範囲内で採捕する場合
- (2) 国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。）が、ニホンウナギに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（国の機関又は地方公共団体から、委託、補助又はその他の関与を受けている場合を含む。）

5 指示の有効期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

鹿児島県内水面漁場管理委員会指示第 2 - 2 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項及び第 171 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 3 年 3 月 30 日

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 福留己樹夫

1 指示の内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、鹿児島県内水面漁場管理委員会が特に定めた水域で採捕したコイをその水域及び他の水域（河川、湖沼等）に放流してはならない。ただし、採捕したコイをその場で再び放流する場合は、この限りではない。

なお、鹿児島県内水面漁場管理委員会は、当該水域について速やかに公表するものとする。

2 指示の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

内水面漁場管理委員会告示

鹿児島県内水面漁場管理委員会告示第 2 - 4 号

コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る令和 3 年 3 月 30 日鹿児島県内水面漁場管理委員会指示第 2 - 2 号（コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示）に基づく水域を次の

とおりに定める。

令和3年3月30日

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 福留己樹夫

- 1 大淀川水系の鹿児島県区域の本流及び支流
- 2 肝属川水系の本流及び支流（ただし、高隈ダムから上流の区域は除く。）
- 3 思川水系の本流及び支流
- 4 川内川水系の鹿児島県区域の本流及び支流（ただし、十曾ダム及び清浦ダムから上流の区域は除く。）
- 5 天降川水系の本流及び支流
- 6 安楽川水系の鹿児島県区域の本流及び支流
- 7 和田川水系の本流及び支流
- 8 新川（鹿児島市）水系の本流及び支流
- 9 甲突川水系の本流及び支流
- 10 八房川水系の本流及び支流
- 11 神之川水系の本流及び支流
- 12 新川（指宿市）水系の本流及び池田湖を含む支流